

リース区分に係る2008SNA 勧告への対応に向けて

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐 茂野 正史¹

1. はじめに

リース (lease) とは、一般的には企業などが選択した機械設備などをリース会社が購入し、その企業に対してその物件を比較的長期にわたり賃貸する事を指す。物品の所有権はリース会社にあるが、企業は自社で購入した場合とほぼ同様にして物件を使用できる為、日本を含め世界中で設備投資の手段として広く普及している。リースは、フィナンシャル・リース (以下「FL」) とオペレーティング・リース (以下「OL」) に大別されている²。

国民経済計算の国際基準 (2008SNA) では、固定資産のリース取引について、その対象資産の所有権につき法的なもの、経済的のものに区分した上で、FLの場合は、前者については貸手にあるものの、後者については借手に移転しており、借手の資産として記録、OLの場合は、法的・経済的いずれの所有権とも貸手の資産として記録すると整理している。

これに対し、平成23年基準までの我が国国民経済計算 (以下「JSNA」) では、リース取引については、2008SNAにあるようなFLとOLが区分されたものではなく、基本的には法的所有権を有する貸手に帰属 (貸借対照表に記録) させるよう処理していた。

かかるリース区分の導入については、「第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画」 (平成30年3月6日閣議決定) において、国際的な基準と整合的になるよう、推計方法の検討を実施し、平成27年の基準改定までに結論を得ることとされている。このため、今般の平成27年基準改定作業においては、(1) 経済的所有権の所在に基づき、OLでは貸手、FLでは借手の貸借対照表に

リース資産として計上、(2) OLの下での支払いは賃貸サービスに対する支払 (レンタル料)、FLの下での支払は利子の支払および元本の払い戻し (貸手が金融機関の場合の支払の一部はFISIM) として扱う、という2008SNA基準の原則に沿った記録となるよう検討を行った。

本稿はその検討の一端を紹介するものであり、構成としては次の通りである。第2節においてリース取引に係る現行JSNAでの扱いを整理する。第3節において2008SNAの勧告事項に対応したJSNAフロー編での具体的な推計方法について、支出面及び生産面の両面から検討を行う。第4節ではGDP支出面及び生産面への影響を整理する。第5節では若干のまとめを行う。

2. 2008SNAの勧告の概要と現行JSNAでの扱い

2.1 2008SNAの勧告の概要

2008SNAでは、リース取引は次のように記録されるよう勧告されている。

まずFL³については、リース対象資産の法的所有者としての賃貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスク⁴を引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者⁵である賃借人の貸借対照表に計上される (図表1左図参照)。それに対応する貸付は、賃貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービスに対する支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。また、賃貸人が金融機関の場合はFLを

¹ 本稿の内容は、筆者らが属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

² 森住 (2009) によれば、FLは、リース会社がリース取引のために要した資金 (リース物件の購入代金とリース取引に要する諸費用) のほぼ全額をリース期間中にユーザーがリース料として支払う (フルペイアウト) ことから、リース期間中途での契約解除が禁止されており、OLはFL以外の取引を指す。OLは、フルペイアウトでないことから、リース会社としては、OL契約終了後あるいは中途解約後、別のユーザーにその物件をリース又は売却することにより、残存価額を回収する必要がある。従って、OL取引の対象物件は、汎用性があること、中古市場が整備されていることが前提となり、日本では自動車や航空機がその代表例となる。レンタルは、娯楽用品などの汎用性のある物件を複数のユーザーに繰り返し賃貸することにより物件代金を回収するようにレンタル料が設定されているため、ユーザーが随時または一定期間経過後に中途解約が可能であることから、広義のOLに含まれる。

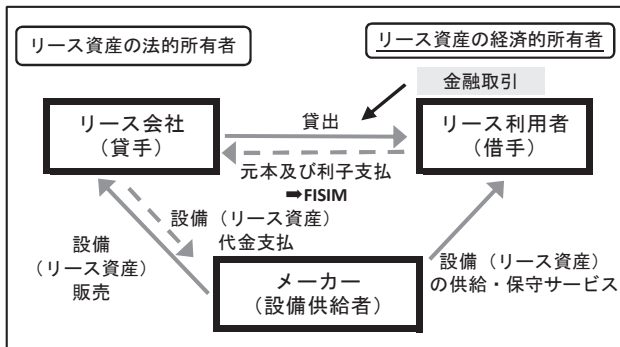
³ 2008SNA 勧告パラ 17.304 参照。

⁴ ここでのリスクとは、経済的所有権を保有することに伴う当該資産の減損などを指すものと考えられる。OLでも同様。

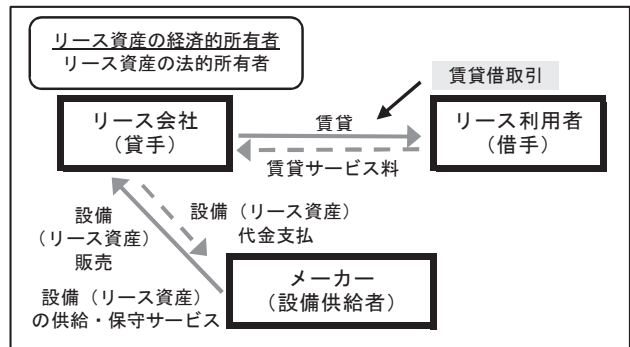
⁵ 経済的所有者とは「当該実体を経済活動の過程で使用することに関連する利得に対する権利をもち、同時にそれに対するリスクを受け入れる制度単位」をいう (2008SNA 勧告パラ 3.26 参照)。

図表1 2008SNA 勧告のイメージ

<FL取引イメージ>



<OL取引イメージ>



(出典) 各種資料より筆者作成

FISIM として記録するとされている。

次に OL⁶ については、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である貸貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用するによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である貸貸人の貸借対照表に計上される (図表1右図参照)。同リースに対する支払いは、レンタル料 (賃貸サービス料) と呼ばれ、サービスに対する支払として記録することとなる。

SNA では、資産は、経済取引を行う主体である制度単位によって所有され、一定期間保有することにより所有者に経済的利益をもたらすものと定義されている⁷。このため、リースについても、対象資産の法的所有権ではなく、経済的所有権に着目し、これが借手に帰属するのが FL⁸ であり、貸手に帰属するのが OL とした取り扱いとみることもできる。

2.2 平成23年基準 JSNA 以前における取り扱い

SNA では、個々の経済主体が生産、支出、分配、実物投資など経済活動 (実物取引) を行えば、その裏には、

現金などの資金の動き (金融取引) が伴う。現行基準である平成23年基準 JSNA における金融取引及び実物取引でのリースの取り扱いは、次のとおりである。

(1) 金融勘定においては、「資金循環統計 (日本銀行) (以下「資金循環統計⁹」) という。) に合わせて FL を金融取引として認識していた。即ち、FL の貸手側のリース会社は金融機関として扱われ、リースに係る債権は割賦債権¹⁰ の内数として計上、FL の借手側にはリースに係る債務が割賦負債の内数として計上される。

(2) 他方、実物勘定においては、リース会社は非金融法人企業 (物品賃貸業) として扱われ、FL と OL を区別していなかった。産業連関表 (以下「IO」) では、「法的所有者が誰か」 (=所有者主義) という観点から、リース資産を、物品賃貸業 (IO 列部門「物品賃貸業 (貸自動車を除く)」¹¹ 及び「貸自動車業」) に帰属させ、リース関連のサービスを借手部門の中間消費または家計消費に計上し、固定資本減耗は貸手である物品賃貸業に計上する扱いである。

JSNA では、貸自動車含む物品賃貸業関連の6つの IO 行部門のうち、「産業用機械器具賃貸業」及び「建設用

⁶ 2008SNA 勧告パラ 17.301、17.302 参照。

⁷ 中村 (2017) P6 参照。

⁸ FL には法的所有権を借手に移転させる所有権移転 FL と貸手所有のままである所有権移転外 FL がある (図表1左図は所有権移転外 FL の例)。後者については例外的にオフバランス処理が認められていたが、2007年に改正された「リース取引に関する会計基準」により2008年度から、FL取引に係るリース物件は、売買処理に準じた会計処理となった (所有権移転外 FL についても借手側の貸借対照表にリース対象の固定資産を計上)。なお、2008SNA では特段両者を区分していない。

⁹ 「資金循環統計の解説」によれば、同統計は、前述の新たなリース会計 (「リース取引に関する会計基準」) が適用された2008年度より前は、実際に企業が金融取引として記録したもの (所有権移転リース) のみを金融資産として計上している。

¹⁰ JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

¹¹ IO の部門分類上、物品賃貸業は行・列部門が非対称である。平成23年 IO では、列部門「物品賃貸業 (貸自動車を除く。)」は、5つの行部門「産業用機械器具 (建設機械器具を除く。) 賃貸業」 (以下「産業用機械器具賃貸業」)、「建設機械器具賃貸業」、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具 (電算機等を除く。) 賃貸業」 (以下「事務用機械器具賃貸業」)、「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に対応している。

図表2 物品賃貸業関連の分類（IO（行側）、JSNA（財・サービス））

2011年IO行		平成23年基準JSNA	
産業用機械器具賃貸業	所有者主義	—	使用者主義により借手側帰属
建設用機械器具賃貸業		—	
電子計算機・同関連機器賃貸業		電子計算機・同関連機器賃貸業	所有者主義
事務用機械器具賃貸業		事務用機械器具賃貸業	
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業		スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	
貸自動車業		貸自動車業	

機械器具賃貸業」についてはそのリース資産を、「現実の使用者が誰か」（＝使用者主義）¹² という観点から、前者は主には製造業などの各経済活動、後者は経済活動「建築業」及び「土木業」に帰属させている¹³。当該2部門については、借手（＝使用者）である、これらの経済活動に、リース関連のサービスを自己産出・自己使用として計上し、固定資本減耗についても同経済活動に計上する、という扱いである（従って図表2右図のとおり生産物としては存在せず）。但し、残り4つの部門については、IOと同じ扱い（＝所有者主義）である。

なお、FLの下での支払いのうち利子部分については、前述のとおり実物勘定ではリース会社を非金融法人（物品賃貸業）として位置付けていたため、財産所得として扱っていた。

2.3 対応の方向性

前述のように、これまでのJSNAでは、実物勘定では、IOもJSNAも、2008SNAが定義している経済的所有者の存在によってリース資産の帰属を判断しておらず、結果としてOLとFLは区分されていなかった。他方で金融勘定においては、基礎統計である「資金循環統計」と整合的にFLを金融取引として記録し、既に2008SNA勧告に対応しているため、以下では、JSNAの実物面での2008SNAの勧告事項への対応の方向性について述べる。

（1）OLとFLを区分するには、各々を産出する経済

活動を定義する必要があるが、前者については従前どおり「物品賃貸サービス業」を割り当てる。後者については、JSNAでは金融機関のみが金融サービスを産出すると整理¹⁴していることから「金融業」を割り当てることとする。このため貸手を金融機関として扱うことから、FLをFISIMとして記録することとなる。⇒3.1で後述。

（2）その上で、経済的所有権の所在により、リース資産がどの部門に帰属するかを判断することから、OLの場合は貸手たる「物品賃貸サービス業」に、FLの場合は借手たる各経済活動に帰属させ、その固定資本減耗も同様の扱いとする。

（3）物品賃貸サービス（含む貸自動車業）については、もはや使用者主義を取らないことから、「産業用機械器具賃貸業」及び「建設機械器具賃貸業」も生産物（部門）として復活させた上で、産出額の再推計が必要となる。これらの生産物について何等かOL/FLを区分する情報を元に、それらの産出額よりFL産出¹⁵に相当する部分を控除し、残されたOL部分のみ計上する処理を行う。なお、FL産出部分については、（1）で推計されるFLのFISIMに置き換わり、別な生産物として扱われる。⇒3.2で後述。

（4）経済活動としての「物品賃貸サービス業」について、生産物としての物品賃貸サービスと同様に、平成23年基準では製造業や建設業などに移されている投入構造を回復して、OL/FL区分に対応した中間投入比

¹² 「使用者主義」と「所有者主義」についてはIOでは次のように整理している。「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

¹³ 生産物としての「産業用機械器具賃貸業」と「建設機械器具賃貸業」については各経済活動で自己産出・自己使用される扱いとしたため削除（コモディティ・フロー法（以下「コモ法」）の分類としては存在せず）。

¹⁴ 2008SNAは「非金融法人は、その主活動が市場財および市場非金融サービスの生産である法人企業である。」（パラ 4.94 ※下線は筆者）と定義しており、非金融法人企業が金融サービスを産出することを完全に排除したものは読みとれない。しかし、金融仲介サービスが属する制度部門によって評価方法が変わってしまう（金融機関ならFISIMで評価し、非金融法人企業なら利子のみ財産所得として扱う）という実務上の問題も考慮して、JSNAでは金融機関のみが金融サービスを産出すると整理している。

¹⁵ 当該FL産出額は一括して別途推計されるFISIM産出額ではなく、同推計を元に得られるFL売上である。3.1で後述する。

率の再推計を行う。⇒ 3.3 で後述。

3. JSNA フロー編における具体的な推計方法の検討

前述の通り、2008SNA 勧告事項への対応に向けては、(1) FL の貸手を金融機関として扱うことに伴う FL 部分の FISIM の推計、(2) (1) の過程で得られる FL 産出額により、OL/FL 区分に対応させた物品賃貸サービス関連の生産物の産出額推計、(3) (2) を踏まえた産出構造及び投入構造の検討が必要となる。以下では、基準改定を中心となる基準年推計作業を念頭におきつつ、これらの推計方針の概略を説明する。

3.1 FL-FISIM の推計

FL を FISIM として扱うにあたり、平成 23 年基準の FISIM 推計には FL が含まれていないため、新たに推計する必要がある。FL は、金融仲介サービスの産出であるとし、FISIM として計測するが、預金サービス（貸手側 FISIM）が提供されず貸出サービスのみが提供される¹⁶ため、FL-FISIM 産出額の推計式は、借手側 FISIM に準拠して以下の通りとなる。

$$\text{FL-FISIM 産出額} = \text{FL 運用残高} \times (\text{FL 運用利率} - \text{参照利率})$$

このうち、FL 運用利率に関しては、「リース統計」（公益社団法人リース事業協会）¹⁷の「リース設備投資額」及び「リース取扱高」を用いて推計する。「リース設備投資額」は、リース会社（貸手）がリース資産として供するために購入した固定資産額（元金相当）であるが、これに対し、ユーザー企業（借手）との 5 年間の元利均等払いのリース契約（「リース取扱高」）で収支がバランス¹⁸するものと想定する。これを満たす利回り、つまり内部収益率（以下「IRR」）を推計し、FL 運用利率とする¹⁹。

IRR は初期投資を含めたキャッシュフローの割引現在価値の合計を一致（NPV=0）²⁰させる利率なので、次のように表せる。

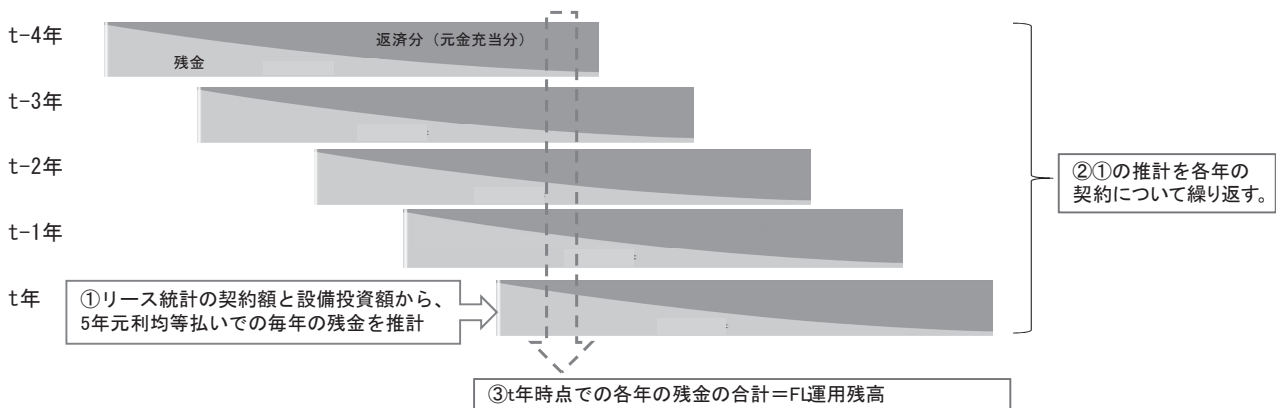
$$\text{NPV} = \text{Ct0} + \text{Ct1}/(1+r) + \dots + \text{Ct1}/(1+r)^5$$

Ct0 : t 期のリース設備投資額

Ct1 : t 期のリース取扱高の 1/5

r : IRR

図表 3 FL 運用残高推計のイメージ



¹⁶ 従って通常の FISIM と異なり、預金者として家計が利用する FISIM（家計最終消費支出に向けられる）が無いことから、国内総供給は全て中間消費となる。

¹⁷ リース統計については、資金循環統計と異なり、貸金業登録をしていない事業者も集計対象となることから、リース会社全体を把握する上ではより目的地的であるため、FL の規模をより適切に捕捉可能と考えられる。

¹⁸ リース会社の有価証券報告書等より。

¹⁹ リース統計のリース取扱高等は、OL と所有権移転外 FL の合計で所有権移転 FL は含んでおらず（但し、森住（2009）P17 によれば日本のリース市場の 9 割以上が所有権移転外 FL で占められており、また公益社団法人リース事業協会へのヒアリング結果によれば所有権移転 FL 分については最近殆どないということであった。）、また OL 分と所有権移転外 FL 分の分割も不可能である。このように、IRR については OL と所有権移転外 FL を区分する情報が無いため、同一と仮定して推計している。

²⁰ t 期に実施した初期投資（Ct0）として「リース設備投資額」の分だけマイナスのキャッシュフローが発生するが、同 t 期に契約した「リース取扱高」を 5 等分した分（Ct1）からプラスのキャッシュフロー（割引現在価値）が次期 5 期に渡り発生するためバランスすると仮定。

運用残高に関しては、同リース統計の「リース設備投資残高」を用いている。各年度の残存元本²¹(図表3の「残金」部分)を足し上げ、各年度のFLのストック残高を推計する。

参照利率に関しては、リース独自のものを推計するのが困難であることから、通常のFISIM産出額推計と同様に、預金取扱機関同士の貸出の平均利回りを参照利率として充てる。

なお、国内で消費されるFL-FISIMは、前述のFL-FISIM産出額より、輸出分を控除し、輸入分を加算して、次のように求められる。

$$\text{FL-FISIM 国内消費額} = \text{FL-FISIM 国内産出額(借手)} - \text{FL-FISIM 輸出額} + \text{FL-FISIM 輸入額}^{22}$$

3.2 コモディティ・フロー法における対応(OL及びFL産出額推計)

市場生産者の財貨・サービスに対する支出は一般にコモディティ・フロー(以下「コモ」)法により推計され

るが、JSNAの場合、コモ法はIOから出発する。2008SNA勧告事項の導入にあたっては、コモ法分類(生産物分類)をOL/FL区分に対応したものとした上で、それらの産出額よりFL産出²³に相当する部分を控除し、残されたOL部分のみ計上する処理を行う。なお、OLについてはIOの情報などを元に機種別に分割する。

(1) 物品賃貸業関係の生産物について、前述2.2で述べたように平成23年基準では自己産出・自己使用扱いとして部門が削除されていた産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業を復活させる。そして、FL-FISIMについては、マクロ(一国計)は前述3.1で述べた推計により得られるが、全て中間消費に配分されることや、データ制約により機種ごとに分割することが困難であることから、機種ごとに別個の生産物とせず、一本の生産物(コモ分類)として推計する(図表4参照)。

(2) 次に各機種毎のOL/FL分割について検討する。IO²⁴では、機種別にリース、レンタル(期間1年以内のOL)の産出額が分かるが、IO上のリースではFLと(レンタルでない)OLは区分されていない(図表5右図参照)。IOでは、「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃

図表4 物品賃貸業関係の生産物の分類のイメージ

27Bコモ法分類	2015年IO行	23Bコモ法分類
FISIM(FL)	—	—
産業用機械器具賃貸業	産業用機械器具賃貸業	—
建設用機械器具賃貸業	建設用機械器具賃貸業	—
電子計算機・同関連機器賃貸業	電子計算機・同関連機器賃貸業	電子計算機・同関連機器賃貸業
事務用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
貸自動車業	貸自動車業	貸自動車業

図表5 物品賃貸業のIOにおける産出額の構造

2015年IO(取引基本表)	(百万円)		IO上のリース		レンタル料・サービス料
	リース	レンタル	レンタル	FL	
産業用機械器具(除く建設機械器具)賃貸業	2,663,050	183,026	概念上のOL	FL	設備投資(元本)
建設用機械器具賃貸業	294,586	1,262,323			
電子計算機・同関連機器賃貸業	1,725,813	76,942			
事務用機械器具(除く電算機等)賃貸業	484,597	76,693			
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	0	1,752,165			
合計	5,168,046	3,351,149			

(注) 貸自動車を除く、物品賃貸業(行)各部門の産出額の計数

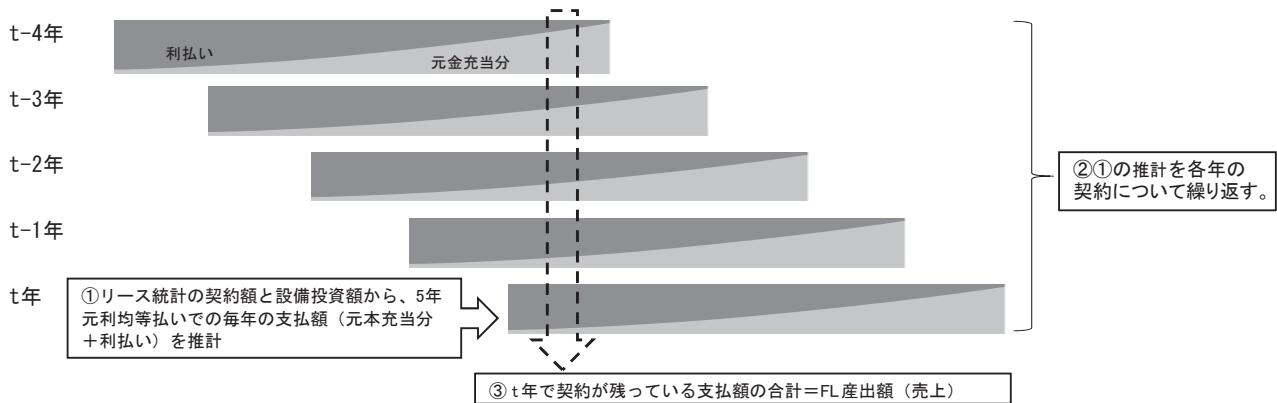
²¹ 元本より、IRRに基づく借手からの返済額うち元本充当分を控除して得る。

²² FL-FISIM輸出入額については国際収支統計を用いて推計。但し公益社団法人リース事業協会によれば、運搬コストや税金等といったデメリットがあることから、FLの輸出入規模は国内消費額に比べ小さいとされている。

²³ 当該FL産出額は、一括して別途推計されるFISIM産出額(前述3.1参照)ではなく、同推計を元に得られるFL売上である。

²⁴ 平成27年産業連関表10桁分類

図表6 FL産出額（FL売上）推計のイメージ



貸業」についてはレンタルのみであり、「貸自動車業」についてはレンタル、リースともに存在するものの、関係業界へのヒアリング等により「貸自動車業」におけるリースはほとんどOLであると考えられる。このため、これら2生産物についてはOLのみが存在するとして扱うこととする。残りの「産業用機械器具貸業」他3生産物については、産出額をOLとFLに分割する必要があるが、上記（1）のとおりFLの生産物は機種別となっていないため、FL相当部分（FL産出額）を控除した上で残るOLを4機種別に分割することとなる。

（3）FL産出額（FL売上）については、前述3.1と同様、5年間の元利均等払いの利回り（IRR）に基づく毎年の元本返済+利子等の合計（図表6参照）となる。これを上記（2）の「産業用機械器具貸業」他3生産物の産出額から控除したものをマクロのOL（レンタルを含まない）産出額とする。FLについては、FL-FISIM産出額に置換して、JSNAのFL産出額とする。

（4）（3）のマクロのOL（レンタルを含まない）の部分、次のように4機種別に分割した上で、IOの機種別のレンタル額と合算し、JSNAの機種別OL産出額とする。

- ① リース統計のマクロのFL比率²⁵を、建設機械器具貸業、電子計算機・同関連機器貸業及び事務用機械器具貸業のIOのリース産出額に適用してOL部分（レンタルを含まない）を推計。
- ② 建設機械器具貸業については、同様の考え方に加え、「リース統計」から推計される土木建設機械に係るリース産出額とIOとの差を、前者で捕捉され

- ないOL分とみなして追加配分（一般社団法人日本建設機械レンタル協会など、公益社団法人リース事業協会のリース統計では把握できない情報を考慮）。
- ③ 産業用機械器具貸業については、マクロのOL産出額から、上記①②の各機種別のOL産出額を差し引いた残差とする。

3.3 付加価値法での対応

前述のとおりIOでは、OL/FLの区分をしていないため、産出構造（付帯V表）の面では、行（産業）も列（生産物）も「物品賃貸サービス」のみであることから、産業別にみた生産物（FLとOL）の産出構造はそこからは読み取れない。また、IOの列部門は「物品賃貸業（貸自動車業を除く）」と「貸自動車業」のみであるため、FLとOLの投入構造は分からない。

このため、実際の推計では一定の仮定を置かざるを得ず、JSNAの付加価値推計では、次の仮定²⁶を置いて、投入・産出構造（U/V表）を推計することとする。すなわち、付帯V表上、FLを産出するのは、物品賃貸サービス業（産業）のみであり、前節までに推計されたFL産出額（売上）は、ここのみに含まれているものとする。さらに、付帯V表を元に推計されるJSNAのV表では、FLを産出するのは、金融・保険業（経済活動）のみであり、逆に金融・保険業はOLを産出しないものとする。

平成23年基準においては、（JSNAでの）V表上の物品賃貸業に係る産出額は、図表7左図の②（商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「物品賃貸サービス業」の交点）にFL、OLとも一括計上していた。このよう

²⁵ リース・ハンドブック（公益社団法人リース事業協会）より。

²⁶ 理論上は、金融・保険業によるOLの産出や、物品賃貸業によるFLの産出も考えられるが、付帯V表からは産出構造が未知なことや、JSNAの慣行を踏まえ整理。

に、平成23年基準では、FLは図表7左図の②にのみ(OLと混在という形であるが)存在し、同図のA(商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「金融業(FL以外の所謂FISIM)」の交点)やB(商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「その他」の交点)には含まれないと整理されていた。

これに対し、平成27年基準(図表7右図)では、前述の仮定に基づき、物品賃貸サービス業(経済活動)の自交点²⁷からFL産出額(推計方法は前述3.2参照)を控除してOLのみが残るようにし、FLはFISIMとして扱うことから、金融業の商品・経済活動の内訳としてFLを新設し、FL-FISIM産出額を③(新設された商品及び経済活動の交点)に計上する。この結果、物品賃貸サービス業の交点には、OLに係るものだけが、②'として計上される。²⁸

FLの投入構造(U表)については、IOよりFL固有の投入構造を把握することができないため、IOの「物品賃貸業(貸自動車業を除く)」をFL産出額の比率²⁹で一律に分割する。ただし、前述2.2(2)で述べた通り、

リース資産は貸手であるFLには帰属しないため、FLより発生する固定資本減耗は存在しない(ゼロ)扱いとするとともに、OLに特定されると思われる商品への投入も同様に存在しない(ゼロ)ものとした。他方、OLの投入構造については、IOの「物品賃貸業(貸自動車業を除く)」から前述のFLの投入構造を除いたものとしている。なお、このOLの投入構造には、平成23年基準で製造業や建設業などに移されていた産業用機械器具賃貸業や建設機械器具賃貸業の投入構造について、OL分は物品賃貸サービス業に含まれることになる(図表8参照)。

また、各経済活動の投入構造については、前述3.2(2)および(4)と統合的な機種別のFL/OL比率によって、各機種の物品賃貸業への投入をFLとOLに分割した上で、FL分についてはFL-FISIMへの投入に置き換える。

4. GDP支出面及び生産面への影響

以下では、前述のコモ法及び付加価値法においてリー

図表7 付加価値推計法での対応のイメージ

23B		商品				経済活動	
		金融業		物品賃貸サービス業	その他		
経済	金融業	FL以外	—	—	—	—	—
		金融業	FL以外	①	—	A	—
物品賃貸サービス業(OL、FL混在)	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	0	—	—	—	—	—
		0	—	B	—	—	—

①にはIOの金融業の投入構造(縦縞)を、②には物品賃貸業の投入構造(横縞)をそれぞれ適用してU表を推計

27B		商品				経済活動	
		金融業	金融業	物品賃貸サービス業	その他		
経済	金融業	FL以外	FL	—	—	—	—
		金融業	FL以外	①	—	A	—
物品賃貸サービス業(OLのみ)	FL	—	③	—	—	—	—
物品賃貸サービス業(OLのみ)	—	0	—	—	—	—	—
その他	—	0	—	—	—	—	—
		0	—	B	—	—	—

①にはIOの金融業の投入構造(横縞)を、②'と③には各々OL(横縞)、FL(格子)を表す投入構造を適用してU表を推計

図表8 付加価値推計法(経済活動分類)細分類のイメージ

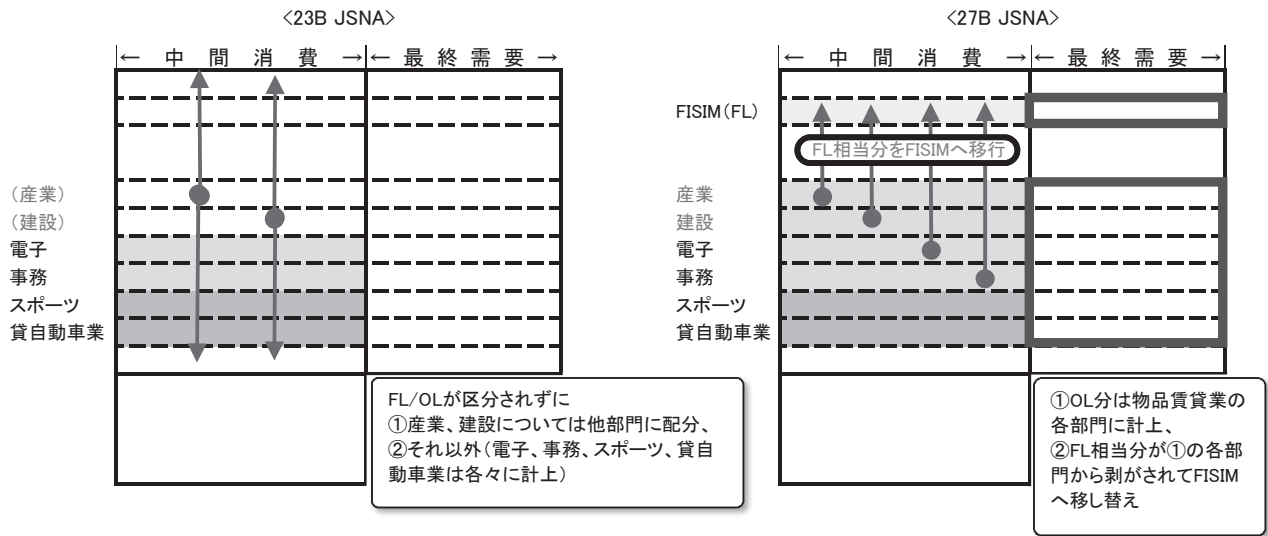
27B 付加細分類		2015年IO(列)	23B 付加細分類	
金融業	金融業	金融業	金融業	金融業
	金融業(FL)			物品賃貸サービス業
	その他物品賃貸業(OL)			その他物品賃貸業
物品賃貸サービス業	産業用機械器具賃貸業(OL)	物品賃貸業(貸自動車を除く)		—
	建設用機械器具賃貸業(OL)		—	
	貸自動車業		貸自動車業	

²⁷ ある経済活動の列と同経済活動が主産物として産出する商品の行との交点を指す。

²⁸ 整理すると、①が、金融業が産出する金融サービス(FL以外の銀行等の金融仲介サービス)、②が、物品賃貸サービス業が産出する物品賃貸サービス(OL、FLを含む)で、②'が、物品賃貸サービス業が産出するOLサービスとなり、③が、金融業が産出するFLサービスとなる。

²⁹ FL産出額をIOの物品賃貸業(貸自動車業を除く)の国内生産額で割った比率。

図表9 GDP支出面への影響のイメージ



区分導入に対応した場合の GDP に及ぼす影響を分析する。結論を先取りすれば、マクロで見た GDP は支出側、生産側ともに概ね変化しない³⁰。

4.1 GDP 支出面への影響

基準年推計の基礎となる X 表で見た場合、支出側でいえば、2つの処理の影響を考慮する必要がある。1つ目は、産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業の復活である。平成23年基準（図表9左図）では、これら2部門は自己産出・自己使用のため削除³¹されていたが、平成27年基準（図表9右図）では、それと同額の産出額が回復する。これは他部門に配分されていた同部門の中間消費³²を剥がして、復活した同部門に集約させる処理であり、最終需要には影響しない。2つ目は、FL相当分の分離とそのFISIMへの置き換えである。即ち、物品賃貸業の各部門からFL産出（売上）相当分が控除され、それらに見合うFISIMがFL-FISIMとして計上さ

れるが、前述3.1で述べた通り、FL-FISIMは全て中間消費に配分される。従って、これら2つの処理の過程では最終需要額は変化しない。

4.2 GDP 生産面への影響

生産側についてU表視点で見た場合、平成23年基準においては各経済活動による産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業への中間投入は削除されていたが³³、平成27年基準ではこれが回復された上で、FL分はFL-FISIMへの中間投入として記録される³⁴。これは、復活した産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業に対し中間投入及び付加価値を他の経済活動から戻すことを意味することから、マクロで見た粗付加価値額は概念上変化しないため、生産面のGDPに影響しない。

ただし、前述3.3で述べた通り、FLの投入構造については、雇用人報酬などの付加価値部門を含めたIO列部門の「物品賃貸業（貸自動車業を除く）」をFL産出

³⁰ 厳密には、以下に述べるFL-FISIMの輸出入計上による僅少な影響を除き、マクロのGDPは変化しない。前述3.1で述べたとおり国内向けのFLは中間消費として扱うことから、FISIMへの評価の変更はGDPに影響を与えない。他方、海外部門において、これまでは国際収支統計上第一次所得収支に計上されていたFLの利息の受け払いが、FISIMの輸出入として扱われることに伴いサービス収支に加算されるため、その部分についてはGDPが変化する。但し、その影響はごく僅少である（なお図表9では、FISIM輸出入計上による影響を除いている）。

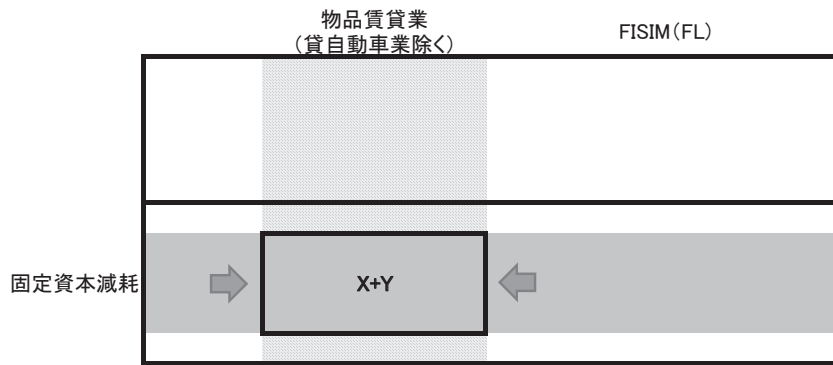
³¹ 産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業については、平成23年基準のJSNAでは部門設定されていないため、IOの同部門の投入係数によって按分されていた。

³² 産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業については、全て中間消費される配分構造となっている。

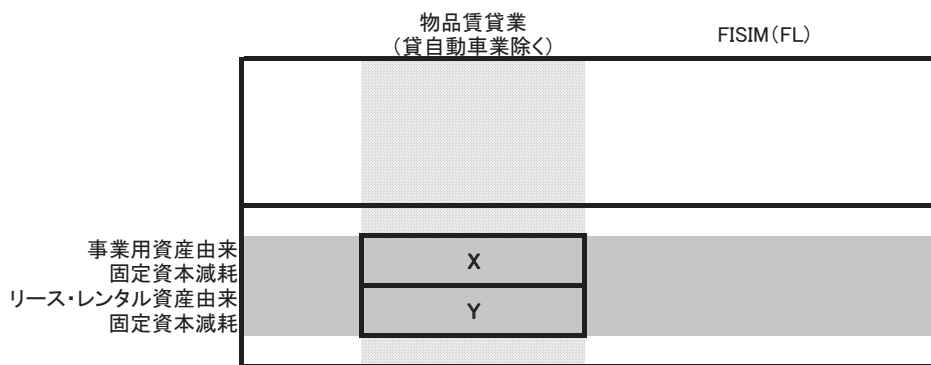
³³ 前述4.1の図表9と同様に、IOの産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業の投入係数（付加価値部門まで含めたもの）によって案分していた。

³⁴ 前述4.1のFL-FISIMの輸出入は僅少だが輸出超となると見込まれる。産出額は他部門からの移し替え（前述3.2（3）参照）で不変のため、この輸出超分だけ国内総供給減となり、FL-FISIMの国内総供給＝中間消費（前述3.1参照）のため、同輸出超分だけ中間消費（中間投入）が減少し支出側GDP増となる。各部門の産出額が不変の中で、中間消費（中間投入）が減るということは、これらが投入するFL-FISIMが減少することを意味し、即ち、その分だけ付加価値（生産側GDP）が押し上げられるので、支出側＝生産側GDPとなりバランスすることとなる。

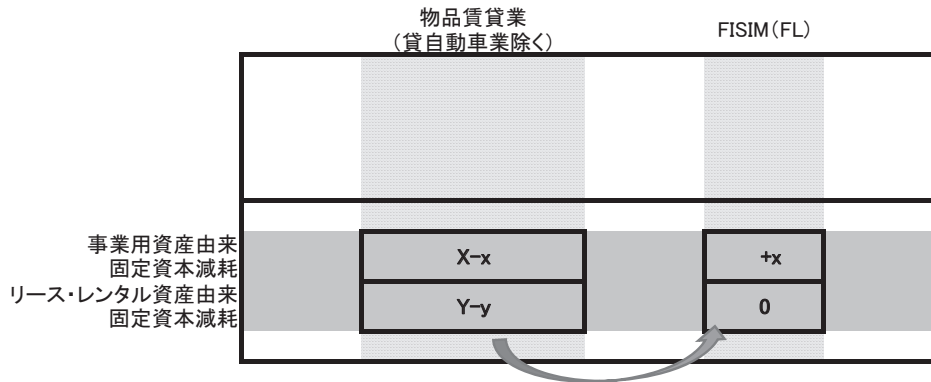
図表 10-1 GDP 生産面への影響のイメージ



図表 10-2 GDP 生産面への影響のイメージ



図表 10-3 GDP 生産面への影響のイメージ



額の比率で一律に分割する処理を行い、また、産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業に対しては、中間投入及び付加価値を他の経済活動から戻す処理を行うことにより、経済活動別でみた GDP は変化し得る。

なお、リース資産は貸手である FL には帰属しないため、当該リース資産より発生する固定資本減耗については、他の事業用資産由来の固定資本減耗と区分し FL の投入構造から除く必要がある³⁵。同処理は経済活動別の

付加価値部門の構成を変化（固定資本減耗の変化により同営業余剰が変化するが、経済活動別の GDP には原理的には影響しない）し得るが、以下ではそのプロセスを概説する。

図表 10-1 は、平成 27 年基準において、主に製造業や建設業などに配分されていた産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業に係る固定資本減耗のうち OL 分が物品賃貸サービス業の列に集約されることを示して

³⁵ 同処理によって減らされた固定資本減耗は、原理的にはリース資産の借手（帰属先）である各経済活動の固定資本減耗ないし営業余剰として現れるため、一国全体で見た粗付加価値額は変化しない。

いる。

このとき同列部門の固定資本減耗には、事業用資産(事業を営む上で標準的に必要となる事務用機器等) 由来とレンタル・リース資産(リース資産そのものに) 由来のものが混在している(図表 10-1 における X 及び Y) ので、「特定サービス産業実態調査」(経済産業省) の情報³⁶を元にこれらを資産由来別に区分する(図表 10-2)。

さらに、この区分された固定資本減耗を前述 3.2 (3) の FL 産出額を IO の物品賃貸業(貸自動車業除く) の国内生産額で割った比率により、OL (レンタル含む) と FL に関連するものに分割する。このうち FL 部分の固定資本減耗を、物品賃貸業(貸自動車業除く) の列より控除する。当該 FL 部分うち事業用資産由来分の固定資本減耗(図表 10-3 における x) は FISIM 活動を行う上で発生したもので生じたものとして金融業の列に計上するが、レンタル・リース資産由来分の固定資本減耗(図表 10-3 における y) は、本来は当該 FL 資産の借手側(他の経済活動) の貸借対照表に計上されるはずであるため金融業の列に計上しない(ゼロ計上)。

このように、経済活動別 GDP については、FL および OL を生み出す金融業や物品賃貸サービス業だけでなく各経済活動も投入構造が見直されることによって中間投入比率が変わるため、変化し得る。さらに、経済活動別のリース資産の帰属が見直されることによって経済活動別の固定資本減耗が変化して、経済活動別の営業余剰にも影響を及ぼすことになる。

5. おわりに

本稿では、平成 27 年基準改定の主要事項の一つであるリース区分の導入について、2008SNA 基準の原則に沿った記録となるよう検討を行い、コモ法及び付加価値法における対応方法について概説した。リース区分の導入は、マクロの GDP の水準については概ね変化させな

いが、経済活動別の GDP を変化させ、リース資産の帰属をその経済的所有権の所在で判断することから、経済活動別の生産性を検証する上で有益³⁷なものと考えられる。本稿での整理が今後の推計にあたっての一助となることを期待したい。

³⁶ 特定サービス産業実態調査の調査事項うち、レンタル・リース資産(リース資産そのものに) 由来としては、A:「貸与資産原価」(リース及びレンタル資産の減価償却費などであり、OL 及びレンタル由来の減耗にあたる) 及び B:「リース投資資産取得額」(FL に係る減耗は貸手側には記録されず補足できないため、同項目を FL の償却額相当と見做す)、事業用資産由来としては、C:「減価償却費」(取得時価が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)) となる。これらより事業用資産減耗割合 $(C/(A+B+C))$ を得る。

³⁷ リース区分の導入は、資本サービスを計測するプロセスを介して生産性の分析に資するものと考えられる。資本ストックは、生産要素として生産能力の測定量及びその継続的な利用による資本収益を反映した資産価値という二つの概念を持つが、生産性分析で利用する上で望ましいのは前者である。この前者の生産への貢献分を示すフロー量が資本サービスである。但し多くの資産は利用者によって自己所有されていることから同サービスの直接的な観測が不可能であるため、自己所有する資産(資本ストック) に対する仮想的なレンタル(リース) 価格として計測される。その過程で資本の所有主体別に異なる IRR を推計するが、リース区分の導入によって、FL が新たに区分され、また OL は自己産出・自己使用扱いとして削除されていた部門が復活する結果、資本サービスを受益する主体に対して各々のリース資産が適切に帰属(前者は貸手、後者は借手に帰属) されることとなる。このためリース区分の導入は同推計の精緻化を図る上で有益であると考えられる。

(参考文献)

- 国連等 (2009) 『System of National Accounts 2008』
内閣府 (2017) 『資本サービスに係る推計の概要』
中村洋一 (2017) 『GDP 統計を知る 大きく変わった国民経
済計算』 一般財団法人 日本統計協会
日本銀行 (2020) 『資金循環統計の解説』
森住祐治 (2009) 『リース取引の実際 (第四版)』 日経文庫